

平成28年第4回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成28年12月15日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 発議第4号 高橋勝美議員に対する議員辞職勧告決議について
日程第4 議案第62号 本巢市税条例等の一部を改正する条例について
日程第5 議案第63号 本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
日程第6 議案第65号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第66号 本巢市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例の全部を改正する条例について
日程第8 議案第67号 市道路線の廃止及び認定について
日程第9 議案第70号 土地の取得について（席田北部公園用地）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（17名）

1番	堀部好秀	3番	鏑本規之
4番	黒田芳弘	5番	舩渡洋子
6番	臼井悦子	7番	高田文一
8番	高橋勝美	9番	安藤重夫
10番	道下和茂	11番	中村重光
12番	村瀬明義	13番	若原敏郎
14番	瀬川治男	15番	後藤壽太郎
16番	上谷政明	17番	大西徳三郎
18番	鵜飼静雄		

欠席議員（1名）

2番 江崎達己

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	岡崎誠
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根

林政部長兼
根尾総合支所長

蜂 矢 嘉 徳

上下水道部長 三 浦 剛

教育委員会
事務局 長

溝 口 信 司

会計管理者兼
会計課長

小野島 広 人

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 坪 内 重 正

議会書記 杉 山 昭 彦

議会書記 大久保 守 康

開議の宣告

○議長（上谷政明君）

議席番号2番 江崎達己君より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号18番 鵜飼静雄君と1番 堀部好秀君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（上谷政明君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 大西徳三郎君。

○総務企画委員会委員長（大西徳三郎君）

12月8日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、石川副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件2件の審査を行いました。

初めに、総務部関係の付託案件である議案第62号 本巢市税条例等の一部を改正する条例について審査を行いました。

次に、企画部関係の付託案件である議案第63号 本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例についての審査を行いました。

以上、総務企画委員会からの報告といたします。

○議長（上谷政明君）

次に、文教福祉委員会からの報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 船渡洋子君。

○文教福祉委員会委員長（船渡洋子君）

12月9日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、石川副市長、川治教育長、各所管部局長のほか関係職員の出席を求めました。当委員会では、付託議案1件の審査を行いました。

付託議案は、市民環境部関係の議案で、議案第65号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであり、その内容について審査を行いました。

以上、文教福祉常任委員会の報告といたします。

○議長（上谷政明君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

12月12日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員5名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、石川副市長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件2件について審査をいたしました。

初めに、産業建設部関係の付託案件、議案第67号 市道路線の廃止及び認定についての参考とするため、（仮称）本巣パーキング周辺整備箇所及び周辺市道の廃止、認定道路の現地視察を行いました。その後、委員会を再開し、議案第66号 本巣市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例の全部を改正する条例について及び議案第67号 市道路線の廃止及び認定についての審査を行いました。

以上、産建委員会からの報告といたします。

○議長（上谷政明君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

6番 臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

もとす広域連合議会臨時会報告をいたします。

平成28年第4回もとす広域連合議会臨時会が、11月29日、1日の会期で本巣市役所本庁舎3階議場において開催されましたので、御報告いたします。

今臨時会には、条例の一部改正について1件、補正予算案3件の議案が、広域連合長より提出されました。

初めに、もとす広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、平成28年度の人事院勧告に鑑み、もとす広域連合職員の給料月額支給に関する給料表の改定及び期末・勤勉手当の改定に必要な所要の改正を行うものでした。

慎重な審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、一般会計、介護保険特別会計及び老人福祉施設特別会計の補正予算については、平成28年度の人事院勧告に伴う給与に関する条例の一部改正を受け、必要な人件費の補正を行うものでした。

慎重な審議の結果、原案のとおり可決されました。

以上で、もとす広域連合議会の報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 発議第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第3、発議第4号 高橋勝美議員に対する議員辞職勧告決議についてを議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、議席番号8番 高橋勝美君の退場を求めます。

〔8番 高橋勝美君 退場〕

発議第4号について、提出者に説明を求めます。

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

私は、議員になって初めてこの高い席で物を言うということになりました。非常に緊張しております。緊張の余り何か不手際なことがありましたら、御容赦のほどよろしく願いをしておきます。

今、議長より高橋勝美議員に対する議員辞職勧告決議について説明をせよということですので、順次説明をさせていただきます。

高橋設備は、高橋勝美議員が起こされた会社であります。その会社の会長を高橋勝美議員は自称しておられます。その有限会社高橋設備が、今回、本巣市が発注する公共事業において談合を行ったということで、4カ月の指名停止処分を受けています。

本巣市の政治倫理要綱には、市等に対して請負を行う企業の役員に就任することを自粛するものと記載されています。また、地位を利用して自己及び特定の者の利益を不当に図ることのないように必要な措置をとるとも記載されています。

高橋勝美議員には、有限会社高橋設備の会長を自称し、新聞等に「有限会社高橋設備会長 高橋勝美」と記載されています。これは本巣市の政治倫理要綱に触れ、政治倫理上の厳しい非難は避けられないと思います。

また、市の意思決定に参画する市会議員ともあろう者が、その市から公共事業を請け負おうとする指名業者高橋設備の会長を自称することは、他の指名業者への支配ないし影響力を誇示するという点において、公共事業の受注の公正、信頼を損なうことは明らかなです。

また、常識的にも、市議ともあろう者が市から公共事業を受注する指名業者高橋設備の会長を自称して、その関係を誇示することが市民の公共事業受注の公正さに対する信頼を著しく損なうことは明らかなであると思います。

高橋勝美議員は、今回、談合により落札した業者として指名停止処分を受けた有限会社高橋設備の会長を自称しています。刑法には、談合は2年以下の懲役、また250万円以下の罰金とあるように犯罪であります。談合という卑劣な手段で、市民からお預かりした大切なお金を搾取しようとした行為は到底許されるものではありません。

また、有限会社高橋設備は、典型的な父ちゃん、母ちゃん、じいちゃんという三ちゃん企業であ

り、技術者は1名しかおられません。

今回の談合に関しては、高橋勝美議員はみずから談合の行われた会合に参加されていないとしても、実質的に会長を名乗っている以上、有限会社高橋設備から名目のいかんを問わず報酬等の経済的利益を受けていると容易に推測されます。

指名業者、高橋設備の会長を自称することは、政治倫理要綱にも触れ、また談合を行った指名業者高橋設備の会長職にあることは議会ルールにも触れる行為であります。

本巢市の政治倫理要綱には、規定に違背するとの疑いを持たれたときは、みずからその疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならないと記されていますが、今に至るも、高橋議員からは議員に認められている一身上の弁明すら行われていません。

この一連の行為は、議会ルールにも触れ、議員としてあるまじき行為であり、議員はもとより市民から厳しい非難は避けられないと思います。高橋勝美議員は、みずから議員を辞職すべきであると思っています。よって、市民の負託を受ける本巢市議会は、秩序維持と信頼構築のため、高橋勝美議員に対し議員辞職勧告決議を提示するものであります。

今の説明に議員皆様の御理解をいただき、御賛同いただけますようお願いをして説明とくえさせていただきます。以上。

○議長（上谷政明君）

3番議員は一旦自席にお戻りください。

ただいま除斥されております議席番号8番 高橋勝美君から、地方自治法第117条ただし書きの規定により、会議に出席して発言したいとの申し出があります。

お諮りします。この申し出のとおり会議に出席して発言することを許可したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって会議に出席して発言することを許可することに決定しました。

それでは、議席番号8番 高橋勝美君の入場を許可し、発言を許します。

〔8番 高橋勝美君 入場〕

○8番（高橋勝美君）

このたびの一連事案で、議員の皆様には御心労を煩わしたことを心からおわび申し上げます。

私に対する議員辞職勧告決議案に対し、次のとおり弁明いたします。

まず、西本願寺岐阜別院の冊子の会長名の記載の点について弁明いたします。

どのような経緯で冊子への会長名の記載がなされたのか説明いたします。

岐阜別院の役員の方から、私に対し、今回の掲載の話がありました。その上で、岐阜別院の役員の方からどのような掲載をするのか聞かれました。そのため、こういうふうでと言って、有限会社高橋設備の代表取締役の名刺を渡しました。それ以後、冊子の記載に関するやりとりはありませんでした。そして、今回の冊子への記載がなされたものでございます。

私は、今まで有限会社高橋設備の会長として冊子などに掲載させることが問題だとは思っていま

せんでしたが、議員になり、有限会社高橋設備の役員からは外れていましたから有限会社高橋設備の会長としての敬称は名乗っていましたが、役員ではありませんでした。役員から外れていけばよいと考えていました。

今回の政治倫理審査委員会の結果を受けて、私が有限会社高橋設備の会長だと思われること自体が市民からの信頼を損なうという考え方があることがわかりました。

今後は、冊子などに有限会社高橋設備の会長として記載されないようにしていくことをお約束いたします。

次に、有限会社高橋設備の談合の点について弁明いたします。

今回、談合だとされた会合について私は知りませんでした。私は有限会社高橋設備の会長だと名乗っていましたが、有限会社高橋設備の会長としては敬称です。私は有限会社高橋設備の実質的な運営にかかわっているものではありません。今回の件を機に、私は有限会社高橋設備の会長と名乗ることは一切やめることをお約束いたします。

市の仕事をしている会社の役員でないとしても、市の仕事をしている会社の関係者と思われること自体がよくないということがわかりました。冊子での掲載の広告にも、名乗ることも、市民から情報を損なうことにもかかわりありません。

もともと会長は敬称ですから、会長と名乗ることがやめるということは、今後、会長からは引くという格好になります。今後は、市の仕事をしている会社の関係者だと思われるようにしていきます。市の仕事をしている会社の関係者だと思われては市民の信頼を損なうということについて、今回の件を通して重々承知いたしました。

今後は、今回の件で失った信頼を取り戻すため、今まで以上、議員としての活動に邁進していきたいと思っている所存でございます。今後、信頼を損なわないため、周りの声にも今以上に耳を傾けながら、議員としての活動を行っていきたいと思います。何とぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（上谷政明君）

発言が終了しましたので、議席番号8番 高橋勝美君は退場を求めます。

[8番 高橋勝美君 退場]

提出者3番の鏑本規之君は再度登壇願います。

それでは、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいま提出者から説明がございました。その件でお聞きしたいことがございますので、お願いをいたします。

説明で、高橋設備が談合を行った行為と、高橋議員が会長職であることは、議会のルールに触れ

るということは、高橋議員は役員でなく議員就任時から役員を辞しており、会長と名乗ることがすなわち入札の公平性を欠くものではないと考えます。

また、辞職勧告決議案提出者の説明では、高橋議員が自称会長と称することが業者に影響力を誇示し、業者を支配し、公共工事の公正・信頼性を損なうと言ってみえるが、業者がそのように思うことは臆測の範疇であり、また報酬などの経済的利益を得ていると推測されるとする、これも推測の範疇であります。そうした推測の範疇で申し立てをするというのはいかがと考えるが、それではそのようなことであるなら、本巢市にも市から請負関係や受託事業、物品納入が生ずる企業の関係者はおられると思います。そうしたことまで議員に求められるとするならば、そうした議員は市議会議員になるなど言っているのと同じではないかと考えます。これは、国民に与えられた職業選択の自由を奪うものであります。議員が議員をやめさせることはできないと私は考えます。市民によって選んでいただいた議員を失職させるのは、刑事罰で罪を受けた場合を除き市民だけだと考えるのがいかがですか。この2点につきまして提出者の見解をお伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

1点目と2点目を両方合わせて、3番 鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

まず1点目であります。高橋設備の会長を自称することが、入札等を行う同業者に対して、言葉で言うとは何らかの圧力をかけているのじゃないかと、そういうことは臆測ではないのかという御指摘でございます。

今回の談合において、私が一般質問をした中においても談合疑惑で調査をした結果、業者から談合をしたという証言を得たということですね。そういう事案が過去の、また他の市町の中であるかと調べたところ、他に1件ありましたということなんです。談合疑惑は世の中に幾らでもあります。調査をして談合を認めたということは、この本巢市が2番目でありまして、他に1件しかないということです。これは何を物語るかということなんです。高橋設備の会長が高橋勝美という現職の市会議員であるということが、同業者に対してそれなりの圧力という形があつて、それに耐えられなくて今回同業者から告発があつたと思っております。ですので、高橋設備の会長、臆本上役員ではなくても、世間一般の方から会長職という形で呼ばれば、世間の自然の成り行きとしてその会社の役員であると認められるわけなんです。ですから、今1問目の質問においては、臆測ではなく、市民の方からそういうふうに思われているということでもあります。

2点目において、刑法に触れなければ市会議員をやめさせるわけにはいかないということですが、刑法に触れるか触れないか、またそれが、今私が説明した中において裁判等で刑事罰に当たるか否かは、私は法の番人ではありませんのでよくわかりませんが、ただ私が思うことは、談合は犯罪であります。

確かに日本国家においても、アメリカの軍事力等々で戦争を回避するという形をもって抑止力という形を使っています。抑止力が犯罪に当たるか否かは議論の分かれるところではありますが、私の思う議員とは法に触れる等々ではなく、議員として政治倫理要綱というものが、私よりも先輩の議

員が知恵を絞ってこういうことがないように、議員としてこういうことはあるまじきことであるということのみずからがつくった規則であります。そのみずからがつくった規則を、みずからが破るような行為をしてはいけないという思いから、そのような私の考えから提出したものであります。

刑法に触れるか触れないかは、特に談合というものが、高橋勝美議員がそれに直接関与していたか否か等々は私ではわかりません。もしそれを明確にするとするなら、本巣市が高橋議員に対して談合の事実、高橋設備が談合をやったということで警察のほうに告発してもらえれば、その中において調べてもらえれば事実がわかるかと思っておりますので、私の思いとしてはそのようなことでございます。以上。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

今私が談合について、刑事罰を受けた議員はやはり議会としてやめさせることができるということをおっしゃただけで、談合、この件を捉えてそういうことを言っておるんじゃなく、世間、日本全国、地方自治法にそういう規定もございます。また、地方自治法では、通称高橋設備会長と名乗ることは違法ではなく、また当市の政治倫理要綱では、それを行ってはならないというじゃなくして自粛するものがあるわけですね。そうすると、これは皆さんの倫理意識を明確にしていくためにあえてこういう形のものをつくっておる。

また、高橋議員が高橋設備の関係者と言われるだけで、いわゆる談合に参加したかどうかという確証はどこにもない。先ほど申しましたように、経済的報酬を受けておるとする、これも推測、談合に参加したのも推測、こんなことで議員を辞職勧告に持っていくということは、私はこの高橋議員個人の問題ではなくして議員全般に当たる問題になってくると、こんなふうに考えております。

○議長（上谷政明君）

討論みたいな形になってしまいますので、質疑だけ。

提出者。

○3番（鰐本規之君）

今のお話の中で、この本巣市の政治倫理要綱は、私の先輩である今質問をされた議員も含め、この議員の方たちがみずからの知恵とみずからの思いでつくったルールであります。そのルールが、何のためにつくられどういうふうな形で運用をされるかということが、私以上につくった人がわかっておられると思っております。つくった人がそのことに対してどう思うかでありまして、私たちは先輩議員から、私が議員になったときに、これこれこういうことをするではないと、これこれこういうことはするではないぞというようなことを指導されて今に至っております。先輩議員から、今私に質問があったようなことを過去の議員から聞いたことはただの一遍もありません。そういうことをするではないぞというふうに聞いております。よって、私は、先輩議員たちが知恵を絞り自

分たちの思いと、こういうことを市会議員としてしてはならないということを定めたのが政治倫理要綱だと思っております。よって、先輩議員から指導を受けた思いの中で、私がおの思いとして提出したものであります。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑はないようですので、提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

15番 後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

それでは、お許しをいただきましたので、反対討論をいたします。

反対討論の理由といたしましては、本人から先ほど今回の一連の事案について、本当に申しわけなかったと深く反省をしております。また、今後は皆様方に誤解を招くことのないようにしていくということも弁明をしております。

そして、高橋設備の会長はあくまで自称であり、代表権も会社を運営する会長ではないということとは皆さん方も御存じのとおりだと思っております。

また、今回の入札に関しましては打ち合わせ場所にも行っておりませんし、他業者との話し合いもしていないということでもあります。よって、議員辞職勧告までは必要ないと思ひ反対をいたします。以上です。

○議長（上谷政明君）

反対討論がありますが、賛成討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

先ほど決議案が出ましたが、市が発注の工事入札で談合が行われたということは事実であります。高橋勝美議員がその会長である高橋設備が談合を行ったと。高橋設備だけでないんですが、それで指名停止の制裁を受けたことは、本巣市にとっては大変不名誉なことでありまして、またその高橋議員が議員であることから、この本巣市議会の名にも不名誉な傷がついたのも事実であります。

今回の発議に反対する理由をいろいろ考えましたが、その理由が見つかりませんので賛成といた

します。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それぞれ受けとめ方はいろいろあるというふうには思いますが、ただ議員の身分にかかわる問題においては当然ながら軽々に扱われるべきものではなく、また推測ではなく具体的な事実をもって法や条例に立脚して対応するというのが当たり前だというふうに考えています。

先ほどの話も聞いておりますと、やはり少なくとも現段階では推測の範囲を超えない、そういった内容が多々含まれているという中で、今の段階でこれを進めるということについてはいかがなものかというふうに思わざるを得ません。

※

____、____、____、____
____。____、____。
____、____。
____。____、____。
____。

以上、今回の提案については反対せざるを得ないということ述べ反対討論とします。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

提出者ですので、ちょっとだめ。

○3番（鰐本規之君）

いや、私の名前が出ました。

○議長（上谷政明君）

ちょっとだめ。

ほかに賛成討論ありますか。

〔挙手する者あり〕

11番 中村重光君。

○11番（中村重光君）

今、反対討論が出ましたので、私は賛成討論をさせていただきます。

もともとの発端は本県市政治倫理要綱に、高橋議員が抵触するおそれありということで署名、捺印した一人として賛成討論をするものであります。

一番私が腑に落ちないのは、大変議長には申しわけないんですが、この辞職案件が出た、先ほど高橋議員のほうから議場で陳謝されたことです。私は、この議事の進め方に恐ろしさを感じております。幾らでも陳謝するときがありました。にもかかわらず、突然、議長がお許しをされて高橋議

※ 後刻取り消し発言あり、副本より削除

員の弁明をされました。

ただ、私が一番心配なのは、本巢市政治倫理審査委員会を開催し、今私どもが委員になっておる議会規律検討特別委員会等々で議論を行っておる最中である。また、この過程の中で、高橋議員が御依頼をされた弁護士から私どもに御通知なる書類が届きました。簡単に言うと、何も悪いことをしておらんから申し立てをおろせとこういう、簡単に言うと脅迫めいた御通知が私の手元に届きました。また、政治倫理委員会に弁明書を提出されておられます。中身を読みましたが、よくわかりません。法律専門用語が活用してありますので理解不能であります、私は。

ただ、私が恐れておるのは、今回の談合問題についても、市は入札制度運営調査委員会を立ち上げて、るる7者より事情聴取をされて、高橋設備なるものの会社に4カ月の行政処分を下したという事は事実です。その会社の会長であるという高橋議員の意図は、お寺に寄附したこともさることながら、新聞紙上、ライオンズクラブの会長の就任の節も私は会長という名称を見ましたし、今年度の年賀はがきにも有限会社高橋設備会長 高橋勝美とこういう名称を打って年賀状にも発送されております。

先ほどいろいろ本人から弁明はありましたが、一番私が恐れておるのは、みずからつくったこの政治倫理要綱を守らないと、厳守しないと、これを許すと今後何でもかんでもありだというような考え方、思想。また、きのう、おとついの新聞等々見ますと、先ほどの高橋議員の弁明とは丸反対の意見が新聞記事に載っております。まことにもって不愉快です。そういう意味も含めて、私は本議案については、総合的に判断して賛成する一人であります。以上であります。

○議長（上谷政明君）

ほかに賛成討論ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

今賛成討論がございました。その内容につきまして、少し私の意見をもって反対をしたいと思います。

高橋議員の辞職勧告決議を求めるこの事件は、そもそも2016年6月30日に5名の申し立て者により、高橋議員が西本願寺岐阜別院に寄附し、そのことを会長と称し、それを冊子に広告掲載した行為により事件とし扱い、疑いを持たれたとして政治倫理委員会が設置されました。

高橋議員は、少なくとも倫理委員会では疑惑解明に努められたと思われませんが、倫理委員会では倫理委員会の開催を否定するような行為について、措置を議会では対応すべきとの答申を議長は受けてえおみえだと思えます。よって、現在、特別委員会が設けられて審査中であります。私はその判断を待ってもいいのではないかなと、こんなふうを考えまして本案件に反対をいたします。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

私は、この提案に対しまして賛成の立場で討論に参加させていただきます。

先ほどから提出者の説明並びに皆さんの討論を伺っておりますが、この問題に関しては何度も繰り返して申し上げておりますように、みずからが高橋設備会長という名称を名乗って、先ほどから出ております西別院の広告に掲載した。または、いろんな新聞にもそのような名称を使って報告をしたということでもあります。それが1点。

もう一つは、その会社が談合をして市の指名競争入札を妨害し、それを受けて市は重い厳重処分を下したということが今の事実でございます。

今、反対討論からは、今、政倫審を受けて行っております御通知なるものについては、委員会で協議をして審査をしていただいておりますところでございますが、そのことは今回の議案に対しては全く別な問題でありまして、そういったみずからが会長として名乗った会社が談合して市から厳重処分を下されたというこの一連の事実に関して、我が本巣市議会はどうするかということでもあります。辞職勧告というのは法的拘束力はありません。先ほどから言っておりますように、議員は議員をやめさせることはできないわけでありまして、ですが、やはりこの本巣市議会としてはそういった一連の行為に関しまして、やはり市民から託されたこの本巣市議会を守るためにも、拘束力はありませんが、この高橋議員に対して辞職を求める、こういった行為は当然のことであるというふうに私は思います。以上をもって賛成討論とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論はないようですので、これで討論を終了します。

これより発議第4号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

結果を報告します。起立少数であります。したがって、発議第4号 高橋勝美議員に対する議員辞職勧告決議については、否決することに決定しました。

8番 高橋勝美君の入場を許可します。

〔8番 高橋勝美君 入場〕

8番 高橋勝美議員に申し上げます。

ただいま高橋勝美議員に対する議員辞職勧告決議案については否決されましたので、御報告いたします。

それでは、暫時休憩をします。25分から再開したいですので、10分ほどの休憩でよろしく願います。

午前10時13分 休憩

○議長（上谷政明君）

再開します。

ただいまの鶴飼静雄君の反対討論の発言の中で、鏝本議員の最高裁の判決の部分についての発言がありましたが、今回の議題外の発言と認めますので発言の取り消しを命じ、会議録から削除いたします。

日程第4 議案第62号及び日程第5 議案第63号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第4、議案第62号 本巢市税条例等の一部を改正する条例について及び日程第5、議案第63号 本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてを一括議題といたします。

議案第62号及び議案第63号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 大西徳三郎君。

○総務企画委員会委員長（大西徳三郎君）

それでは、総務企画委員会からの報告をいたします。

議案第62号 本巢市税条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

初めに、税務課長より詳細な説明を受けた後、質疑を行いました。委員から、第19条に規定のある延滞金について、第43条及び第49条において、延滞金の控除期間が規定され、その規定の中にある納税通知が発せられた日の捉え方は、納税通知等郵便局に持ち込んだ日か、それとも本人が受け取った日かとの質問に、執行部から、個人市民税の場合は賦課決定した日であり、法人市民税の場合は申告納付をした日であるとの回答がありました。

次に、それが個人の場合、市が納税通知を発した日とするならば何らかの理由により受け取りがおくれた場合、実質的に控除期間が短くなるがやむを得ず納税通知を発した日となるのか、また配慮の余地はあるかとの質問に、執行部から、個人の場合、市が納税通知を発した日となっており、配慮については考えていませんとの回答がありました。

採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第63号 本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

初めに、秘書広報課長より詳細な説明を受けた後、質疑を行いました。委員から、この条例に伴う法律は平成14年に創設されているが、今回この条例の制定を行うこととしたのは何か必要とすることが出てきたためですかの質問に、執行部から、専門的知識を有する者、具体的には都市計画の事業において建築士の資格が必要となること及び、今後、職員の再任用を行うため必要であることから条例の制定を行うものであるとの回答がありました。

また、定期採用職員への影響はありませんかの質問に、執行部から、任期付職員については短時間任用職員を除き職員定数のうちであり、特に再任用職員については影響も考えられますとの回答がありました。また、定数のうちであるならば新採用職員等に影響するので慎重に採用計画等を作成し進める必要があると思うが、計画は作成しているのかの質問に、執行部から、現在、採用計画は作成していないが、定数適正化計画の見直しの中で定数増も含めて検討、調整することとしているとの回答がありました。

次に、任期付職員の第4条関係（限定的な職）につく職員は、イベントとか特殊な事業を行う期間で、2年、3年雇用することとなるが、従来 of 事業ではなく新たな事業で雇うものであり、一般職員については今までと同じ仕事をするわけですが、定数を減らされた中で仕事をしなければならないのかの質問に、執行部から、通常業務に対するしわ寄せ等もトータル的に考慮して任期付職員の採用を行う必要があるものと考えていますとの回答がありました。

採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長（上谷政明君）

議案第62号 本巣市税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

委員長、自席へお戻りください。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回の税条例の改定は、消費税を10%へ引き上げるということを前提にした地方税法また所得税法の改定に伴うものであります。この地方税法また所得税法の改定の主な部分というのは、大企業また富裕層に対する大幅な減税という内容が含まれています。結局、消費税は上げても、その部分がほとんどそうした大企業、富裕層の減税に働いていくという内容になっている。そうした中で行われる今回の改定ということを経験したときに、今回この条例改定に賛成するわけにはいかないというふうに考えております。以上です。

○議長（上谷政明君）

ただいま反対討論がありました。

原案に賛成の方の討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

反対討論が出ましたので、賛成討論を行います。

地方税法の一部を改正する法律と所得税法の一部を改正する法律に基づいて本巢市の税条例を改正するわけですので、本巢市としましては条文の整備をするものであります。

先ほど消費税10%が延期になってという話がありまして、法人税割の標準税率が引き下げられるというところも疑問だというようなことがありましたが、本当に国としましては大きな財源を、率を低くすることになるんで大変なんです、企業がその分投資とか賃金に回すというようなことも考えられますので、この点につきましても賛成のところの一部といたします。

以上によりまして賛成討論とします。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第62号 本巢市税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第63号 本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者あり]

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

先ほどの委員長報告で、委員会の中で出た質問等についての報告がございまして、それによりまして、本市においては都市計画を進めるに当たり、建築士などの資格が必要ということでありましたし、また職員の再任用についても触れられておりましたが、今回の条例を制定して採用するに当たっては、やはり一定の基準というものが要かというふうに思うわけであります。

それで、例えば年齢ですとか資格がありますよね。例えば文系でいうなら公認会計士でありますとか、司法書士とか、技術系でいいますと医師ですとか、先ほど触れられました建築士ですとか、そういった技術士の免許とかというものがあろうかと思うんですが、その当たっての基準については触れられたのかどうかということが1点。

それから、それに関連いたしましてこの別表で示しております給料表がありますが、この特定任

期付職員につきましては1号から5号までありまして、1号でも37万2,000円、5号に至りますと60万7,000円といったかなりな高額であるということ。

それから、別表2で示しております一般任期付職員につきましては、これよりかなり安いんです。1級で18万余り、7級ですと35万6,000円というふうになっておりますが、こういった表から察しますと、こういった資格も絡んでこういった業種とか、そういった人があったのかということとは委員会では議論として上がったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

委員長 大西徳三郎君。

自席どうぞ。

○総務企画委員会委員長（大西徳三郎君）

今御質問いただきまして、先ほど報告をさせていただきましたけど、あくまでも高度な専門的な知識経験等を有する者を一定期間ということ、先ほど建築士の話も報告しましたけど、それ以上のことは出ていませんけど、あくまでも高度な専門的な知識経験等を有する者を一定期間、2年、3年ということ、採用するということがこれから出てくるということ、委員会ではそのように審査をいたしました。

また、数値的なことにつきましては、意見としては出ませんでしたけど、提示はされておりますので、その提示に基づいてそれぞれ委員が判断をして皆さん賛成をしたということ、以上です。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

そこら辺のことは議論されなんだというふうに認識をしておきますが、ここの条例の2条で載せてあります高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者というものは、大変抽象的な言い回しでありまして、これとは先ほど申し上げました特定任期付職員並びに一般任期付職員、各号で示しております給与と照らし合わせると非常にわかりづらいところがありますので、この施行に当たっては、その部分を何らかのあれでちゃんと整備ができるように示していただいていたいただきたいということを申し上げておきます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第63号 本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第65号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第6、議案第65号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第65号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 船渡洋子君。

○文教福祉委員会委員長（船渡洋子君）

それでは、報告を申し上げます。

議案第65号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

初めに、市民環境部長から補足説明を受けた後、質疑を行いました。委員からは、日本と台湾との所得に対する相互主義に基づき、相互の居住者で租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための改正との説明であるが、本巢市において該当者がいるのか、またどんな影響があるのかの質問には、執行部より、この改正につきましては、28年分の所得からが対象となるために今後のことであり、該当者及び影響については把握ができておりませんとの回答がありました。

次に、改正の中に配当所得等とされているが、等というのは何を指しているのかの質問には、執行部より、配当所得等の等には利子所得などが該当するものですとの回答がありました。

また、今回の税法上の見直しで利息等もつけ加えられることになるのかとの質問には、執行部より、一般利息については今までどおりであるが、公社債など特定利息については分離課税になるとの回答がありました。

そのほか国民健康保険が平成30年度から県単位化になることに伴い、国保税の動向について国保事業で行っているサービスの今後について質疑と回答がありました。

採決の結果、全会一致による原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑は終わります。

文教福祉委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この件につきましても、先ほど市税条例の改定のところで申し上げたとおり、その流れの中でこの改定もあるというふうに考えています。特に上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設した。上場株式というのは、一般の人もちろん持ってはいますけれども、圧倒的多数は富裕層が持っているということが明らかになっています。したがって、やっぱりこれも先ほど申し上げた流れの中でそうした層に対する恩恵を主に与えるもの、そういった内容にならざるを得ないというふうに思っています。そのことが本巢市の国民健康保険会計にどう影響してくるかということについては定かではありませんし、最初お伺いしたときに影響は少ないというふうに答弁されております。実際問題としては少ないかもしれませんが、そうした流れの中でこのことを考えてみたときに賛成するわけにはいかないというふうに思っています。以上です。

○議長（上谷政明君）

ただいま反対の発言がありました。

賛成の発言を求めます。

[挙手する者あり]

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

これにつきましても、先ほどの若原議員の賛成の討論と同じで、地方税法の一部を改正する法律と、それから所得税法等の一部を改正する法律の施行によるもので、本市についてその関係部分の改正を行うというものでありますので賛成としたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第65号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第66号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第7、議案第66号 本巢市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第66号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

では、御報告を申し上げます。

議案第66号 本巢市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例の全部を改正する条例について審査の経過と結果について御報告申し上げます。

執行部から補足説明はなく、質疑を行いました。委員からは、数多くの質問が出ました。

一つ、農業委員と農地利用最適化推進委員の違い、役割はどのようになっているのかの質問に、執行部から、農業委員は農地法令業務を主として行い、推進委員は現場業務である農地パトロール、耕作地、農地、農地管理確認等や農地のあっせん業務を主に行うことになっておるとの御回答でございました。

一つ、農業委員は、推薦または公募となっており、委員の過半数を認定農業者とすることになっていますがその予定ですかの質問に、執行部から、法律によれば原則過半数となっているが、特例も設けられており、認定農業者が少ない地域の場合は定数の4分の1でも可とされておるとの回答がございました。

一つ、条例の全部改正となっているが、改正の趣旨等がはっきりせずどのような改正となるかの質問に、執行部から、今回の改正は農業委員会に関する法律の一部改正に伴うものであり、今まで市内を3地区の選挙区に分け各地の定数を定め、公職選挙法により選挙され委員が選出されたが、今回の改正で、選挙でなく推薦、公募により選出、議会の同意を得て市長が任命することとなりましたとの御回答がありました。

次に、農業委員は農家の人がなると思われるが、農家の要件とは。また、農業委員の選出要件には、農業を業としている人を選ぶのかの質問に、執行部から、今までの要件は、農業委員選挙人名簿に登録された者、農地所有1反以上とされているのが要件はなくなり、認定農業者が過半数以上及び中立的な立場の方、非農業者1名ということになりますとの御回答がありました。

一つ、農業委員の推薦は誰が行うのか、農業委員の業務には利害関係も絡んでくると思われるので、どのように選出されるのかとの質問に、執行部から、今までの推薦は7名の方がJA、農業共済、井水土地改良区等でしたが、改正により農業者または農業者が組織する団体、またはその他関

係者となっています。特に、農業者については、地元推薦者3名の推薦が必要となり、また改正により議会推薦がなくなりましたとの御回答がありました。

一つ、農業委員と推進委員は両方とも推薦なのか、また組織としてどちらが上位になるのかとの質問に、執行部から、農業委員と推進委員の選出方法は両方とも推薦で行い、組織としては業務の内容で区分されているそれぞれの別組織であり、国においても両組織における優劣はつけられていない、対等であるとの御回答がありました。

一つ、農業委員及び推進委員を各19名とした根拠及び地域性は加味されますかとの質問に、執行部から、法律により農地面積及び農業者数により決定された人数です。また、地域性については法律の規定はありませんが、選挙区がなくなったことにより担当地区がなくなります。委員が偏るようなことがあってはいけないので、推進委員については担当地区ごとに農業委員会が委嘱することになっていますとの御回答がございました。

一つ、また、農業委員の報酬はどうなりましたかの質問に、執行部から、報酬については、来年度予算であり3月に審査をお願いするものですが、現在のところ、業務内容から農業委員も推進委員も同額の月額1万2,000円を予定しておるとの御回答がございました。

採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

これまで農業委員会は市長から独立した執行機関として農業全般にわたる仕事をしてまいりました。この公選制が任命制に変わることによって、その独立性が一体どうなっていくかという不安が持たれています。

また、先ほどの委員長報告の中にもございましたけれども、農業委員会の仕事が、簡単に言えば農地の流動化をどう進めていくかというようなところに絞られていく高度利用という名前で、そのことに対する懸念も出されています。

また、農業委員の要件として、これまでよりも大きく緩和される。そのことによって、例えば別の地域で経営する法人や企業が、事業拡大の意図を持って農業委員に入る、このことも可能になる。

少なくとも国会でこのことについて否定はされていません。そういった幾つかの懸念が持たれる中で、この農業委員会法の改定が進められてまいったわけであります。

いまだにそのあたりについてどうなっていくかということがはっきりしていない。総じて私はこの改定が農家にとって、また本巢市の農業にとってプラスになるというふうにはとても考えられないというふうに思っており、そういった観点から反対をいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

17番 大西徳三郎。

○17番（大西徳三郎君）

今、反対討論をされましたけど、今までは選挙によって農業委員を選ばれてきておりましたけど、全国で、先ほど独立性ということをおっしゃったけど、独立性が強過ぎて行政とあつれきが生じたというようなことも、新聞報道とかテレビ等でもそういうのが全国でも二、三あったというのも承知しておりますし、この農業につきましては、我が本巢市においては基幹産業であります。

選挙で選ばれてきておりましたけど、今後はそのように市長の任命制ということになりますけど、農業を一番に考えて任命していくということは当然のことであると思います。

そのようなことから、いろんなそういう疑義はあるのかもわかりませんが、私としては農業を第一に考えた農業委員をこれから選出されるということで賛成をいたします。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第66号 本巢市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第67号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第8、議案第67号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

議案第67号については、産業建設委員会に付託してありますので、委員長に審査の経過及び結果

の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

では、御報告をさせていただきます。

議案第67号 市道路線の廃止及び認定について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

議案審議に先立ち、今回予定されている市道路線の廃止及び認定道路について現地確認を行いました。その後、議案の審議を行いました。

委員からは、一つ、今回本巢パーキングの整備により道路が廃止され新たに認定されますが、行きどまりの道路となるのか、将来にはどうなるのかの質問に、執行部から、将来的には本巢パーキングの周囲に側道ができる予定である。側道ができた折には、認定した道路につなげる形で道路認定をしていく予定ですとの御回答がありました。

一つ、また、本巢パーキングはトイレの整備のみと伺っており、その隣に防災支援拠点基地が示されていますが、利用予定者やら、ここにつくる必要性をお伺いしたいの質問に、執行部から、将来的に非常時における災害等物資の搬入、搬出の拠点としたい。ここにつくる理由としては、東海環状道を利用した物資の搬入、搬出が可能となり、利便性に富んでいる。あくまでも非常時ですが、非常時以外の利用方法については、今後の計画により説明させていただきながら進めていきますとの御回答がありました。

一つ、今回、路線の廃止を行い、新たに路線を認定します。新たに認定した道路は新たな路線番号が振られるのかの質問に、執行部から、市道線を生かした路線番号とし、新たな路線番号を振ることは考えていませんとの御回答がありました。

採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛

成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第67号 市道路線の廃止及び認定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第70号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第9、議案第70号 土地の取得について（席田北部公園用地）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日、お認めいただきました追加提案につきまして議案の説明をさせていただきたいと思っております。

議案第70号 土地の取得についてでございます。

席田北部公園用地につきまして、土地売買契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長から御説明を申し上げます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

教育委員会事務局長に補足説明を求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、議案第70号 土地の取得につきまして補足説明をさせていただきます。

今回取得する土地につきましては、現在、席田北部公園用地として使用している土地でございます。

所在及び面積につきましては、本巢市郡府字大門51番の1ほか8筆でございます。面積は、総面積で1万2,045平方メートルでございます。取得価格につきましては、総額2億9,803万7,500円で、契約の相手方は、本巢市三橋231番地、安藤圓次氏ほか3名でございます。所在地別の面積及び所有者につきましては、2ページの別紙に掲載してございますので、よろしくお願いいたします。

この用地につきまして、11月24日に土地所有者と売買の仮契約を結びまして、本契約を締結するに当たり議会の議決をお願いするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

この議案に関しましては、北部公園の用地取得ということで、今年度の当初予算にも計上されておりまして、3月定例会の折もこれにつきましては、予算執行のところで私は細かいところまで突っ込んで質疑やら指摘などをさせていただいた経緯がございますが、今回提示されたときには坪当たりが8万8,000円ほどだったかと思いますが、今回坪単価に直しますと8万1,000円ほどということになるわけですが、こういった公共用地の取得に当たっては、今後も続くことでありまして、やはり一定の市内の用地を取得するにばらばらであってはだめだということで、やっぱり何かの基準が必要かと思うんです。今回定められた基準の用地に至ったこの価格のそういった基準、経緯についてお伺いしたいと。

○議長（上谷政明君）

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、ただいまの御質問の契約の金額についての基準でございますが、今回、当初予算をお願いしてございましたのは、前年度鑑定評価によった額で当初予算を見込んでおりました。

それから、時点修正等を行いまして、それも一つ近隣で隣接したところでございますが、公共用地の買収を行いました。これは糸貫東幼稚園の用地でございますが、この買収単価などを参考にさせていただきまして、地権者の方との話し合いによりまして金額を設定させていただいた次第でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今の説明を聞きますと、一番最近で近隣のところの価格を参考にしたということで、それならば今回の用地取得は妥当な金額というふうに私は思いますが、この北部公園の用地については長いこと十数年ですか、借地でやっていたわけでありまして、やはりこういった半永久的な公共施設が建つ土地というものは、借地ではなくてきちんと用地を取得してやっていくのが本来のやり方と思うわけでありまして。これは、市の財政を考えても当然かと思うんですが、今後においてはそういったケースがあった場合は、やはりきちんと用地を取得して初めからやっていただきたいということを申し上げておきたいと思っておりますし、また現在公共施設で使っている土地についても再精査をしていただいて、その後についても少しでも市の財政にとって負担をかけないような、そんな検討をぜひしていただきたいと思っております。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今、黒田議員からも指摘がありました。当初予算において多くの金額、坪当たり8万8,000円かな、9,000円ぐらいの提示があつて、その価格において少しということでありました。

また、その結果は今の説明のとおり土地鑑定士の鑑定結果によるということでございます。それがいいとか悪いとかは別として、土地にはいろいろな歴史があります。持ち主がかわっても土地は動かない、そういうふうな形でその土地にはいろいろな経緯、歴史があるわけなんです。

今回の土地取得においても、その土地が過去においてどういう歴史の中に置かれていたのか、またどういう地位に置かれていたのか。今回の土地取得においては、市が借り受けることによって初めて宅地となる用地でありました。もし、その土地を市が借りなければ今も農地としてのみ使用が可能な土地であります。そういうような形をもって、いろんな形のこれから土地を取得していく場合、その土地においての歴史があります。

今、黒田議員が言われたように、どこかの線をきちんと引かなければいけないということについて改めてお聞きをしたいわけなんです。これからもこの地域においても、まだ市が借りている土地があります。そういう土地を、また近い将来、市が買わなければならないときに、その土地についての歴史も参考にして、そして土地の価格を設定しなければ、地域の人たちからの不満の声というのかな、そういうものが出るやもしれません。そういうことを含めて、今後どういう形で、土地を取得する場合、ある程度の基準、土地鑑定士の基準を一つの土台とするのか、また過去の歴史を鑑みて買うほうの立場の行政のほうをそれを参考にして土地を提示していくのかということが大事になるかと思っております。

これからの取得に関して、今回のことではこれでよかろうかと思っておりますが、今後取得についてどのように考えがあるのかお聞きをして、そして今回のことについてどのような、私に言わせれば前の参考、土地を取得した経緯等々、少しこのときの土地を取得した経緯、市が買うということについては同じでありますけれども、歴史が大分違うかと思っております。そういうようなことを参考にしたのか、またプラス・マイナスしたのか、そしてこの価格が設定されたのかお伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

ただいまの御質問でございますが、今回の北部公園の土地につきましては、先ほども回答させていただいたように、糸貫東幼稚園の買収単価を参考にさせていただいて、地権者の方と話し合いを行いまして価格を設定させていただきました。

また、現在教育委員会関係で土地を借りて使っておる土地がたくさんございますが、それぞれの

土地に、借りておる土地の経緯でございますが、いろいろございます。当然、鑑定評価等参考にさせていただきながら、そのケースによって話し合いをさせていただいてそれぞれ解決していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

8万8,000円が8万1,000円ですか、少し安くなったということですが、先ほどの答弁にありましたように、土地の鑑定士、それから東幼稚園の取得価格からこの単価を割り出したという答弁であります。近隣の住宅地、宅地はそういった加味はされましたか。これから真桑幼稚園、それから弾正幼稚園の取得もあると思っておりますが、8万円はいかなもんかなと、いかにも高いなど、こういった思いがしております。御答弁をお願いします。

○議長（上谷政明君）

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

ただいまの8万円は高いなという御質問でございますが、これは鑑定評価に基づきまして予算を立てさせていただいたということと、それから今も御答弁させていただいたとおり、東幼稚園の用地取得の価格を参考にさせていただいて、あくまでも地権者の方と相談をしたということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第70号 土地の取得について（席田北部公園用地）は、原案の

とおり可決することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了いたしました。

これもちまして、平成28年第4回本巢市議会定例会を閉会いたします。24日間にわたり大変お疲れさまでした。御苦労さんでございました。

午前11時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員